

まちづくりファンド

令和2年3月13日
都市局
まちづくり推進課

和歌山市内の中心市街地等における リノベーション等によるまちづくり事業を支援します！

～ 和歌山県初！「きのくにまちづくりファンド」を設立 ～

民都機構ときのくに信用金庫は、令和2年3月4日付けで「きのくにまちづくりファンド」を設立しました。

同ファンドを通じて、空き店舗等を活用した民間主体のリノベーションまちづくり事業等を資金面で支援することにより、まちの賑わい創出に貢献してまいります。

○ 国土交通省と民都機構（一般財団法人民間都市開発推進機構）は、地域金融機関と連携して、一定のエリアをマネジメントしつつ、当該地域の課題解決に資するリノベーション等の民間まちづくり事業を連鎖的に進めるため、当該事業へ出資等を行う「マネジメント型まちづくりファンド支援事業」を平成29年度に開始しました。[資料1参照](#)

○ 民都機構は、きのくに信用金庫との間で「きのくにまちづくりファンド」を設立し、同ファンドへの出資を行いました。同ファンドでは、和歌山市立地適正化計画で定める都市機能誘導区域である、JR和歌山駅から南海電鉄和歌山市駅周辺地区及び南海電鉄加太（かだ）駅周辺地区内の中心市街地やその周辺地域において、空き家・空き店舗を飲食・物販などの商業施設、宿泊施設等へリノベーションする事業などに対して資金面で支援を行ってまいります。[資料2参照](#)

(イメージ)



<問い合わせ先>

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 都市開発金融支援室

担当：松田、松下

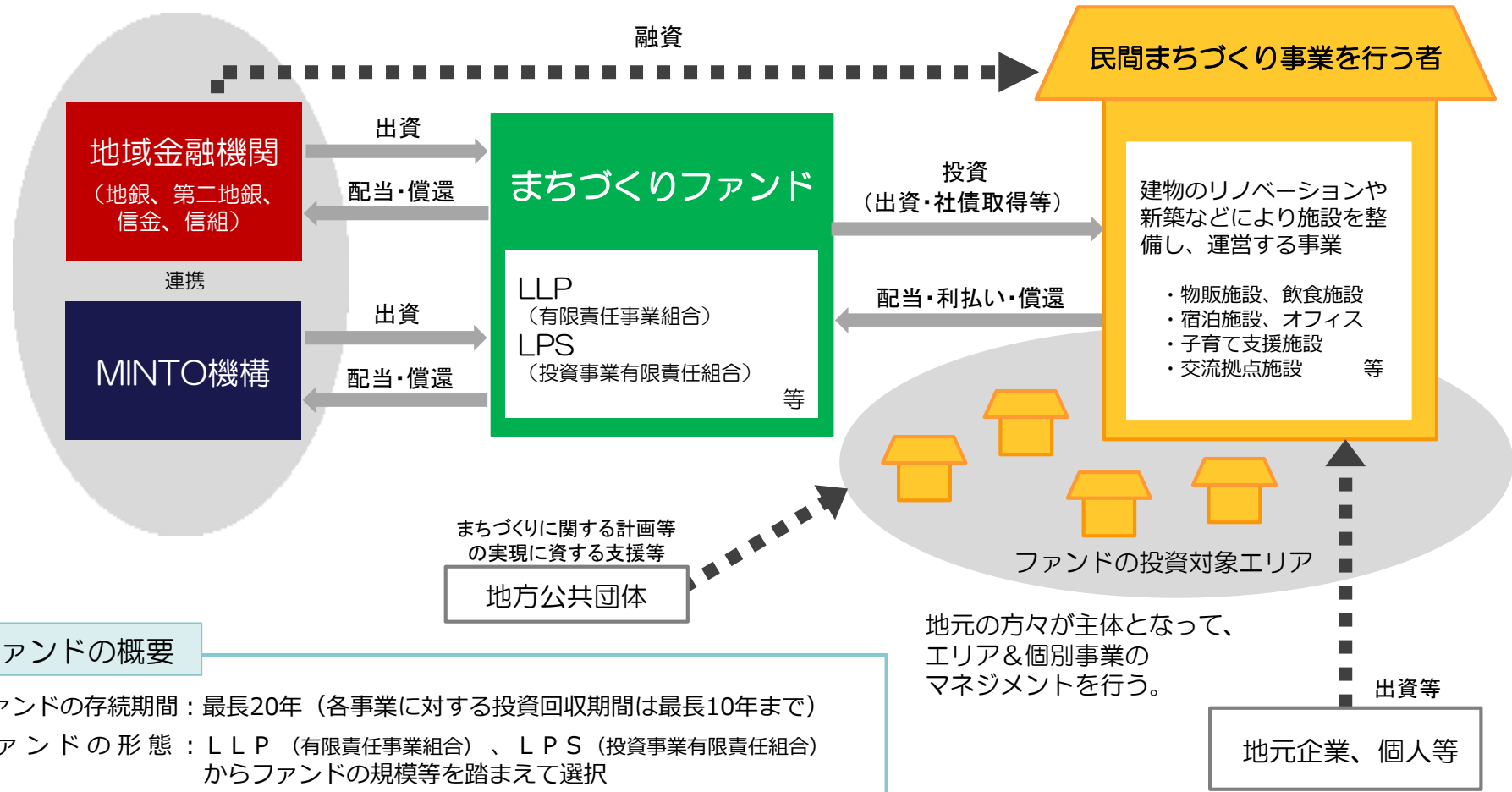
電話：03-5253-8111(代表)(内線 32-532, 30-615) 03-5253-8127(直通)

FAX：03-5253-1589

マネジメント型まちづくりファンド支援業務について

地域金融機関と民都機構が連携して組成する「まちづくりファンド」からの投資（出資・社債取得等）を通じて、空き店舗等をリノベーションして行う等の民間まちづくり事業を一定のエリアにおいて連鎖的に進めることで、当該エリアの価値向上を図りつつ、地域資金を活用した地域の課題解決に貢献します。

マネジメント型まちづくりファンド支援業務のスキーム図



ファンドの概要

- ファンドの存続期間：最長20年（各事業に対する投資回収期間は最長10年まで）
- ファンドの形態：LLP（有限責任事業組合）、LPS（投資事業有限責任組合）からファンドの規模等を踏まえて選択
- ファンドの資金規模：数千万円～数億円を想定
- 民都機構の出資上限：ファンド総額の1/2を上限とする。

